

亀山市ふるさと納税返礼品提供協力事業者募集要領

令和4年4月1日

1. 目的

本募集要領は、亀山市がふるさと納税制度により本市への寄附者に対して感謝の気持ちを表すため、商品やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、本市の魅力発信、地元特産品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）の募集について必要とする事項を定めるものである。

2. 返礼品提供事業者の要件

（１）返礼品提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。ただし、要件を全て満たす者であっても、本市が適当でないと認めた場合は、この限りでない。

- ①本市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、本市内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている法人、その他の団体または個人事業者であること。
- ②市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ③代表者等が、亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に定める暴力団員でないこと。
- ④亀山市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥亀山市個人情報保護条例および関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

（２）（１）の規定によらず、市長が特に認めたものについては、返礼品提供事業者に認定することができる。

3. 返礼品の要件

（１）２の要件を満たす返礼品提供事業者が生産、製造、加工又はサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合しているものとする。ただし、要件に適合していても、本市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- ①本市の魅力をPRできるもの。
 - ②関係法令、規則等を遵守し、本市内で生産、加工、販売、サービス等が行われているもの。又は、主たる原材料が亀山市産であるもの。
 - ③通年又は一定の期間内に、品質・数量ともに安定した供給が可能なもの。
 - ④発注後、概ね2週間以内に寄附者に発送できるもの。ただし、返礼品の性質上、速やかな納品が困難なものについては、申込時にその旨を明示し、市と調整を行うこと。
 - ⑤食品の場合は、返礼品が寄附者に到着してから3日間以上の賞味期限が保障されるもの。但し、生鮮食品についてはこの限りではないが、寄附者に適切に届けられるものであること。
 - ⑥体験型サービス（代行サービス等も含む）の場合は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
 - ア 市内及び市内施設内にてサービスが提供されること。
 - イ 市内の地域資源を利用していること。
 - ウ 利用に係る申込方法等が確立し、体験チケット等の発行日からの有効期限が概ね1年間であること。
 - エ 天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること。
 - オ 安全性の配慮に努めること。
 - ⑦次に掲げる事項に該当しないものであること。
 - ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）でないこと。
 - イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）でないこと。
 - ⑧返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。なお、写真データ等について、返礼品協力事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。
- (2) (1)の規定によらず、市長が特に認めたものについては、返礼品に採用することができる。
- (3) 返礼品は、寄付金額の区分に応じて募集する。寄付金額区分の詳細は次のとおりとし、各区分における返礼品の市の負担額は、寄付金額の3割を上限とする。なお、返礼品の価格には、消費税及び地方消費税、梱包費用を含むものとする。

寄附金額	寄附区分	返礼品価格
10,000円以上 50,000円未満	1,000円刻み	寄附金額×30%以内
50,000円以上	5,000円刻み	寄附金額×30%以内

(4) 送料は、市の負担とする。

(5) 提供期間

返礼品として決定された年度の末日までとする。ただし、市と返礼品提供事業者のいずれからも申出がない場合には、自動的に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(6) その他

ア 返礼品は、原則として単品で返礼品価格以内であることが望ましいが、複数の商品を組み合わせた詰合せ等でも可能とする。

イ 内容量が大量である等、返礼品を一度に納品することが不適当な場合は、複数回に分割しての納品も可能とする。

【返礼品価格15,000円以内の場合】

＜例1＞3,000円以内の菓子詰合せ×5回分割送付＝15,000円以内

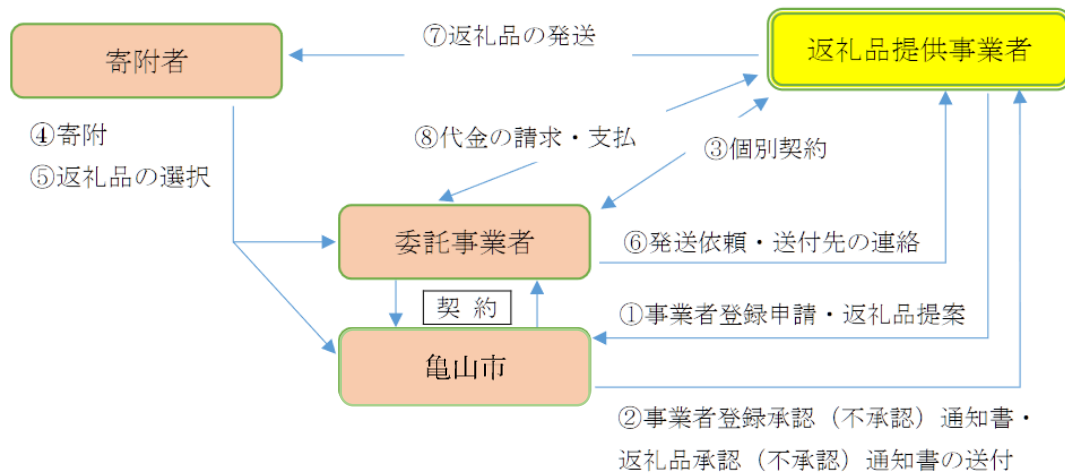
＜例2＞15,000円以内の精肉詰合せ／3回分割送付

ウ 農業体験等、寄附者に本市に訪れてもらい実施する返礼品については、寄附者の現地までの交通費や宿泊費等は返礼品価格に含まないものとする。

4. ふるさと納税業務委託事業者

効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、市は返礼品取扱業務全般をリンベル株式会社（以下「委託事業者」という。）に委託する。

【事業イメージ図】



5. 業務内容

返礼品提供事業者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 返礼品の調達

ア 食品又は雑貨等の場合は、消費・賞味期限、アレルギーの注意事項、調理・利用例、取扱いの注意点等に係る返礼品の説明書等が必要な場合は、合わせて準備すること。

イ サービスの場合は、体験チケット等サービスの履行を保証する書類を準備すること。

(2) 発注書の受領・確認

委託事業者又は市が発行する発注書に基づいて手続きを進めること。

(3) 返礼品額の請求

寄附者への返礼品発送後、配達日ベースで1か月分出荷分を翌月10日までに委託事業者へ請求書を送付すること。分割して納品する場合は、納品ごとに請求すること。なお、請求金額は、委託事業者から請求書を受領後、翌月末日に指定口座に振り込まれる。

(4) 問い合わせ等への対応

寄附者からの、返礼品の内容や配達状況等に関する問合せについては、原則として委託事業者及び市が対応する。ただし、返礼品の詳細等、委託事業者及び市が対応できない問い合わせについては、返礼品提供事業者の責任において対応すること。

(5) その他特記事項

ア 返礼品の発送準備は、原則として返礼品提供事業者が行い、返礼品の

集荷は配送業者が行うこと。なお、出荷及び集荷の手配は、委託事業者が行う。

イ サービスについては、返礼品提供事業者が寄附者に体験チケット等を発送した後、返礼品提供事業者と寄附者において実施日等を調整の上、着実にサービスを履行すること。

【主な業務の流れ】

区分		【発注及び 集荷手配】		【発送・検品】		【請求】
食品・ 雑貨	生鮮食品	委託事業者 → 返礼品 提供事業者	⇒	返 礼 品 提 供 事 業者が発送	⇒	返礼品提供事業者 →委託事業者 返礼品代金のみ
	傷みの恐れのある食品・ 雑貨等					
サービス						

6. 返礼品提供事業者として登録することの効果

- (1) ふるさと納税（寄附金）制度を通じた新たな販売経路ができる。
- (2) 「ふるさとチョイス」や「楽天ふるさと納税」等ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品および返礼品提供事業者のPRができる。
- (3) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができる。ただし、返礼品提供事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみの場合と送料が変動しない範囲とする。
- (4) 市のホームページに返礼品および事業者名などを掲載する。なお、本市がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ情報提供することがある。

7. 募集時期

返礼品提供事業者の登録申請は、随時受け付ける。

8. 申請方法

(1) 提出書類等

下記の書類及び資料を提出すること。

- ① 亀山市ふるさと納税返礼品提供協力事業者登録申請書（様式第1号）：1部
- ② 亀山市ふるさと納税返礼品提案書（様式第2号）：返礼品ごとに1部
- ③ 誓約書（様式第3号）：1部

④市税の納税証明書：１部

ア 応募の３か月以内に取得したものであること。

イ 法人にあっては法人の証明書、団体にあっては、課税団体の場合は団体の証明書、非課税団体の場合は団体代表者の証明書、個人事業主にあっては個人の証明書を提出すること。

⑤返礼品の画像：返礼品ごとに１部

なお、食品又は雑貨等の場合は、返礼品の画像及び梱包状態の画像を各１枚以上提出すること。サービスの場合は、サービス履行イメージ画像を１枚以上提出すること。

⑥その他市長が必要と認めるもの

（２）提出方法

申請書の提出は、持参又は郵送（送達を確認すること。）とする。なお、持参の場合は、参加者はあらかじめ１３の担当部署に連絡するものとし、日曜日及び土曜日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までを受付時間とする。

（３）提出先

提出先は、１３の担当部署とする。

９．返礼品提供事業者の選定方法

市が設置する選定委員会の委員が、返礼品提供事業者が提出した返礼品提案書等を審査し、返礼品提供事業者を選定する。なお、審査にあたっては、次に掲げる項目について審査する。

審査項目	審査の視点
１．価格について	・消費税及び梱包料を含めて返戻品価格以内であるか。 ・返礼品の価格は、商品の内容に照らして妥当であるか。
２．賞味期限・有効期限について	・食品の場合は、返礼品が寄附者に届いてから３日間以上の賞味期限が保障されるか。 ・サービスの場合は、体験チケット等の発行日からの有効期限が概ね１年間であるか。
３．発注から納品までの期間について	・概ね２週間以内となっているか。 ・２週間以上になる場合、その理由は妥当であるか。

4. 亀山の魅力の P R について	・本市ならではの特徴のある返礼品であるか。 ・本市の魅力を P R できているか。
5. 返礼品の説明・P R について	・返礼品の魅力を十分に説明できているか。 ・自社の商品のみの P R ではなく、亀山の P R につながる記述が含まれているか。
6. 返礼品の提供可能 期間について	・返礼品の内容に照らして、通年又は一定の期間内に数量・品質ともに安定した供給が見込めるものであるか。
7. 添付資料について	・食品又は雑貨等の場合は、返礼品の画像及び梱包状態の画像が各 1 枚以上提出されているか。 ・サービスの場合は、サービス履行イメージ画像が 1 枚以上提出されているか。 ・添付画像は、返礼品の状態等がよく分かるものであるか。

10. 選定結果の通知

- (1) 選定結果は、選定後速やかに亀山市ふるさと納税返礼品提供協力事業者登録承認（不承認）通知書（様式第 4 号）申込者全員に通知する。
- (2) 申込者のうち選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）の通知を行う。
- (3) (2) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に書面により、亀山市長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。
- (4) 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により通知するものとする。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 返礼品提供事業者は、業務上知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、「亀山市個人情報保護条例（平成 17 年亀山市条例第 20 号）」及び関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の住所等の個人情報は、第三者へ提供するなど返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。但し、パンフレット等の同封により、寄附者から返礼品提供事業者への商品申込み等で改めて入手された個人情報は、対象外とする。

1 2. その他

- (1) 返礼品提供事業者は、予め申込をした返礼品を変更又は辞退する場合は、市へ速やかに報告の上、亀山市ふるさと納税登録内容変更申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けること。
- (2) 返礼品提供事業者は、返礼品の納品やサービスの履行における遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合は、速やかに市に報告すること。
- (3) 寄附者からの、返礼品の内容や配達状況等に関する問合せについては、原則として市が対応する。ただし、寄附者から生鮮食品の配達や返礼品の品質等に関する苦情等があった場合、又は返礼品を再送する必要が生じた場合は、返礼品提供事業者の責任において真摯に対応して解決に努めるものとし、その対応内容について市へ報告すること。
- (4) 市は、選定した返礼品提供事業者及び返礼品が、本要領2及び3に記載する要件を満たさなくなると認められる場合、その決定を取り消すことがある。
- (5) 市は、申込内容に虚偽があった場合もしくは市に損害を及ぼす行為等があった場合は、決定を取り消すことができる。
- (6) 本募集の申込に係る一切の費用は、申込者の負担とする。
- (7) 本募集の返礼品提案に係る報酬は、支給しない。
- (8) 提出書類等は、一切返却しない。
- (9) 提出された書類等は、返礼品提供事業者の選定以外に提出者に無断で使えないものとする。
- (10) その他、本募集要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、市と協議の上、双方で誠意をもって処理するものとする。

1 3. 担当部署

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

亀山市産業環境部 商工観光課 商工業振興グループ

TEL：0595-84-5049

FAX：0595-82-9669

Mail：shokogyo@city.kameyama.mie.jp